

東大和市青少年問題協議会条例の一部を改正する条例

東大和市青少年問題協議会条例（昭和37年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第2条中「14人」を「12人」に改める。

第3条第1項中第1号を削り、第2号を第1号とし、同項第3号中「4人」を「6人」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号を削り、同条第2項中「前項第2号」を「前項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。